

【韓国】公訴庁の検察官による直接捜査を廃止するための刑事訴訟法改正

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2026 年 8 月 4 日、政権与党「共に民主党」の主導により、公訴庁の検察官による直接捜査を、補充捜査を含めて廃止するための刑事訴訟法改正が行われた。

1 背景と経緯

検察組織による権力濫用を防ぐため、文在寅（ムン・ジェイン）政権（2017 年 5 月～2022 年 5 月）において検察の権限を縮小する検察改革（警察に対する検察の捜査指揮権廃止等）が進められた。その流れは、検察出身の大統領の誕生に伴い発足した尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権（2022 年 5 月～2025 年 4 月）において一時的に中断されたが、現在の李在明（イ・ジェミョン）政権（2025 年 6 月～）の発足により再び加速している。

李在明政権は「捜査と起訴の分離を通じた検察改革の完成」を主要国政課題の一つに掲げ¹、「政府組織法」の改正（2025 年 10 月 1 日）を通じて既存の検察庁を、重大事件等の捜査を担う「重大犯罪捜査庁」（行政安全部²外局）と、公訴の提起及び維持を担う「公訴庁」（法務部外局）に分割する政府組織の再編を断行した³。その後、公訴庁（2026 年 10 月 2 日発足予定）の検察官に、補充捜査⁴（司法警察官から送致された事件に係る公訴提起の可否の決定又は公訴の維持に必要な追加の捜査）を例外的に認めるかについて議論が続き、最終的に 2026 年 7 月 24 日、与党「共に民主党」は、公訴庁発足後は、補充捜査を含めて検察官が自ら直接行う捜査を認めず、司法警察官に対して補充捜査を要求する権限のみを認めることを党の方針として固めた⁵。これに対し、最大野党「国民の力」は、検察官による補充捜査を廃止すれば国民に被害が及ぶとして反対したが、国会の過半数を占める「共に民主党」等により同月 31 日、公訴庁の検察官による直接捜査の廃止等を盛り込んだ「刑事訴訟法一部改正法律案」⁶が国会本会議で可決され、同年 8 月 4 日に公布された（法律第 21857 号⁷、一部条項を除き同年 10 月 2 日施行）。

2 改正刑事訴訟法の主な内容

今回の刑事訴訟法の改正内容は多岐にわたっているが、主な内容は次のとおりである。

（1）検察官が自ら直接行う捜査の廃止（第 196 条）

改正前の刑事訴訟法では、検察官は、通常の犯罪捜査に加えて、検察官が司法警察官から送致された事件について当該事件との同一性を損なわない範囲で（別件捜査にならない範囲で）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 9 月 8 日である。

¹ 「[보도자료] 이재명정부 123 대 국정과제 확정 보도자료」국무조정실・국무총리비서실, 2025.9.16. <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=159716&article.offset=60&articleLimit=10>>

² 部は日本の省に相当。

³ 藤原夏人「『韓国』李在明新政権の発足に伴う政府組織の再編」『外国の立法』No.306-1, 2026.1, pp.24-25. <<https://doi.org/10.11501/14615752>>

⁴ 韓国では補充捜査は「보완수사（補充捜査）」、補充捜査を行う権限は「보완수사권（補充捜査権）」という。

⁵ 김재운・고한솔「보완수사권 폐지…민주당 “신중파도 반대 없었다”」『한겨레』2026.7.24. <https://www.hani.co.kr/arti/politics/politics_general/1269868.html>

⁶ 「[2220257] 형사소송법 일부개정법률안 (대안) (법제사법위원회)」本稿において韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill/>> を参照した。

⁷ 「형사소송법 (법률 제 21857 호)」本稿において韓国の法令の原文は国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

自ら直接補充捜査を行うことが可能であった。しかし、今回の法改正により、公訴庁の検察官は、補充捜査を含めて自ら直接捜査を行うことは一切できなくなった（第 196 条削除）⁸。

（2）補充捜査要求権に係る捜査手続の具体化（第 197 条の 2）

改正前の刑事訴訟法では、検察官は、自ら直接行う捜査のほか、司法警察官に補充捜査をするよう要求する権限（以下「補充捜査要求権」）も認められていた。上述のとおり、今回の法改正により公訴庁の検察官が自ら直接行う捜査は補充捜査も含めて廃止されたが、補充捜査要求権については維持されたため、引き続き公訴庁の検察官にも補充捜査要求権が認められる。

司法警察官による補充捜査の実効性を担保するため、①司法警察官は、検察官から補充捜査の要求を受けた日から原則として 1 か月以内（相当な理由がある場合は最長 1 か月延長可）に当該補充捜査を忠実にを行い、その結果を検察官に通知すること、②司法警察官が正当な理由なく検察官の補充捜査の要求に従わない場合は、公訴庁（広域公訴庁及び地方公訴庁を含む。）の長が当該司法警察官の懲戒等を要求することができること、③司法警察官による適正な補充捜査を期待し難い場合は、公訴庁の長が、当該司法警察官が所属する捜査官署の上級捜査官署又は他の捜査機関を指定して補充捜査を要求することができること等が新たに規定された。

（3）公訴棄却の判決を宣告すべき要件の追加（第 327 条）

改正前の刑事訴訟法では、裁判官が公訴棄却の判決を宣告すべき場合として、①被告人に対して裁判権がないとき、②公訴提起の手続が法律の規定に違反し無効であるとき、③公訴が提起された事件に対して再び公訴が提起されたとき、④第 329 条⁹に違反して公訴が提起されたとき、⑤告訴があつて（初めて）公訴を提起することができる事件において告訴が取り消されたとき、⑥被害者の明示した意思に反して公訴を提起することができない事件において、処罰を望まない意思表示をし、又は処罰を望む意思表示を撤回したときの 6 つの場合を規定していた。今回の法改正により更に「重大な違法捜査に基づいて公訴が提起されたとき」及び「訴追裁量権を著しく逸脱して公訴が提起されたとき」が公訴棄却を宣告すべき場合に追加された。

3 今回の刑事訴訟法改正に対する懸念

公訴庁の検察官による補充捜査の廃止については、女性団体を始めとする各界から、補充捜査要求権では捜査の空白を埋めることは困難として強い懸念が表明されている¹⁰。また、韓国リサーチ等の世論調査会社が共同で実施した直近の世論調査においても、国民の 56%が、検察官による補充捜査の廃止は肯定的な面（権力濫用の防止等）よりも否定的な面（ずさんな捜査、事件処理の遅れ等）が大きいと回答している¹¹。他方、公訴棄却に係る要件の追加に対しては、李在明大統領が被告人となっている刑事裁判における公訴棄却を狙ったものとの見方があるほか、法曹界からは、「重大な」、「著しく」という曖昧な表現が、被告人側に違法な捜査が行われたと主張する余地を与え、裁判の遅延と混乱を招く可能性があるとの指摘も出ている¹²。

⁸ ただし、高位公職者犯罪捜査処の検察官等は、個別の法律に基づき、引き続き直接捜査を行うことが可能である。

⁹ 「公訴取消しにより公訴棄却の決定が確定したときは、公訴取消し後、当該犯罪事実に対する他の重要な証拠を発見した場合に限り再び公訴を提起することができる」（刑事訴訟法第 329 条）。

¹⁰ 고나린「김사 수사권 폐지법 통과에 여성단체들 “피해자 외면한 검찰개혁” 반발」『한겨레』2026.7.31. <<https://www.hani.co.kr/arti/society/women/1270932.html>>

¹¹ 「정기(정례)조사, 정당지지도, (전국 정기(정례) 조사 정당지지도 (사회 현안 등))」중앙선거여론조사심의위원회 웹사이트 <<https://www.nesdc.go.kr/portal/bbs/B0000005/view.do?nttId=19466&menuNo=200467&searchTime=&sdate=&edate=&pdate=&pollGubuncd=&searchCnd=&searchWrd=&pageIndex=1>>

¹² 김예나ほか「『공소기각』 모호 기준에 법조계 우려…“재판 지연 시도 늘 것”」『경향신문』2026.7.30. <<https://www.khan.co.kr/article/202607301753001>>